⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HIROSE Masayoshi Director-General of Kanto Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
ⓐ　Lighting car (1.2kW×6lights, boom) 1 set
ⓑ　Patrol car (4×4) 14 sets
⑷　Delivery period :
ⓐ　31 March, 2025
ⓑ　28 February, 2024
⑸　Delivery place :
ⓐ　Utsunomiya National Highway Office
ⓑ　Tonegawakaryuu River Highway Office and 9 Offices
⑹　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.geps.go.jp/
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
②　have Grade A, B, C or D on “selling of products” in Kanto Koushinetu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024
③　not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.
④　not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
⑤　The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.
⑻　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 13 : 00　25 May, 2023
⑼　Time-limit for tender : 16 : 00　7 June, 2023
⑽　Contact point for the notice : HARASHIMA Naoto No. 1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724 Japan, TEL 048―601―3151 ex. 2537

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う対象案件です。
令和５年４月14日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　**廣**瀬　昌由
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　調達件名及び数量
Ｒ５排水ポンプ車状態監視システム３台改造　一式（電子調達システム対象案件）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による
⑷　履行期間
契約締結の翌日から令和６年２月28日まで
⑸　履行場所　下館河川事務所　外２箇所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札回数は原則２回を限度とするが、場合によっては３回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の２に基づく随意契約には移行しない。
⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用
①　電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子証明書を取得していること。
②　電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出すること。
2　競争参加資格
⑴　入札参加者に要求される資格
①　基本的要件
ｱ　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
ｲ　令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
ｳ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づきｲの競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。）でないこと。
ｴ　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
ｵ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
ｶ　支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムから入札説明書を直接ダウンロードした者であること。
3　証明書等及び入札書の提出場所等
⑴　電子調達システムのＵＲＬ、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）
https://www.geps.go.jp/
〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１　関東地方整備局総務部契約課購買第一係　原嶋　直人　電話048―601―3151内線2537
⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
①　交付期間　令和５年４月14日から令和５年６月８日までとする。
②　交付場所及び交付方法
電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法については、次に記載する関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。
https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html
やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記⑴に問い合わせること。受付期間は令和５年４月14日から令和５年６月７日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。
⑶　証明書等の提出期限、提出場所及び提出方法
①　提出期限　令和５年５月25日13時00分
②　提出場所
ｱ　電子入札の場合・・電子調達システム
ｲ　紙入札方式の場合・・３⑴に同じ
③　提出方法
ｱ　電子入札の場合
電子調達システムにより提出すること
ｲ　紙入札方式の場合
持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）にて提出すること。
ただし、押印を省略した証明書等については、電子メールによる提出を認める。なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を証明書等に必ず記載し、送信後、提出期限内に電話で着信確認を実施すること。